（参考） 条例に基づく食品の自主回収報告制度における報告義務の判断基準

自主回収をする理由は、以下に該当しますか？
食品衛生法に違反する又は違反するおそれがあると判断されるため回収する
※以下のｉ）～ｖ）のいずれかに該当しますか？
ｉ）食品衛生法第6条,10条,11条,12条,16条,20条違反又は違反するおそれ
ⅱ）食品衛生法第9条第1項の規定による禁止に違反又は違反するおそれ
ⅲ）食品衛生法第13条第2項若しくは第3項違反又は違反するおそれ
ⅳ）食品衛生法第17条第1項の規定による禁止に違反又は違反するおそれ
ｖ）食品衛生法第18条第2項若しくは第3項違反又は違反するおそれ

→ いいえ

↓ はい

あなたは，食品の生産者(構成される団体を含む)に該当しますか？

→ いいえ

↓ はい

県内に事業所，事務所その他の事業の用に供する施設又は場所（農場，養殖場等）がありますか？

→ いいえ

↓ はい

回収をする食品は、県内に流通していますか？

→ いいえ

↓ はい

回収をする食品の購入者をすべて特定でき、かつ、当該購入者にあなたが自主回収情報を直ちに連絡できますか？

→ はい

↓ いいえ

回収をする食品は，流通過程で卸売りされていますか？

↓ はい

↓ いいえ

回収をする食品は，生産をした施設又は場所のみで販売されていますか？（例：農場併設の直売所）

→ はい

↓ いいえ

条例に基づく報告の義務あり

条例に基づく報告の義務なし